

及び構造性能を確保することのできる構造方法について定めている。本規定の趣旨は、施工中あるいは既存の建築物において生じた鉄筋コンクリート部材の断面の欠損で耐久上の問題となりうるものに対する適切な補修・改修の工法を定めることであるから、高品質な材料を対象とする第1項による場合とは異なり、かぶり厚さの数値を低減することはできない(第二号)。そのほか、本規定においては、補修材料の品質(第一号)、防食等に関する事前措置(第三号)、施工後の外観(第四号)及び補修が可能である軽微な欠損の判断基準(第五号)について、それぞれ規定している。具体的な本規定の適用に当たっては、例えば、国土交通省住宅局建築指導課等編「平成17年6月1日施行 改正建築基準法・同施行令等の解説」<sup>8)</sup>(以下「H17改正解説」という)があり、第五号の補修可能な範囲に関しては、同書における以下の事項が目安となる。

○第一号の補修材を用いる場合は、断面積の5%以下となる補修

○母材と同等以上の圧縮強度を有する補修材を用いる場合は、断面積の30%以下となる補修(ただし、架構の一部の部材のみの補修である場合に限る)

なお、この場合であっても平12建告1399号第1項に基づき防火上支障のないものであることを実験等により確認しなければならない。H17改正解説ではポリマーセメントモルタルの場合でもポリマー以外の有機材料の含有率が高いものなどは例示の使用範囲(層厚さが20mm以下でポリマーセメント比P/Cが4%以下)であっても実験等による確認が必要としている。一方、エポキシ樹脂モルタルはそれ自体が可燃性材料なので、壁表面等に積層する使用は耐火構造に該当せず、壁表面等の亀裂に注入する等の使用量の少ない軽微な使用を例示している。

なお、新たに仮枠等を設けてコンクリートを増し打ちする、あるいは母材であるコンクリートに用いられているものと同等以上の性能を有するセメントモルタルを塗布して補修する場合で、施工後に一体として鉄筋コンクリート造の部材とみなせるものは、本告示の対象外である。また、部材表面のごく軽微なひび割れに補修材を充填するようなものに関しても対象外である。

### 【3.7節 参考文献】

- 1) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0002ガス圧接継手性能判定基準」, 2006. 6
- 2) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0007A級継手使用基準」, 2009. 8
- 3) (社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010)」, 2010. 2
- 4) (一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事」(2015年度版), 2015. 7
- 5) (社)日本建築学会「高強度コンクリート施工指針・同解説」(2013年度版), 2013. 11
- 6) (社)日本建築学会「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」, 2010. 11
- 7) (一社)公共建築協会「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成25年版」, 2013
- 8) 国土交通省住宅局建築指導課等編「平成17年6月1日施行 改正建築基準法・同施行令等の解説」, 2005. 8
- 9) 国立研究開発法人建築研究所「建築研究資料 No. 168 型わくの取り外しに関する管理基準の検討」, <http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/168/index.html>, 2016. 12 閲覧, 2016. 3
- 10) 国立研究開発法人建築研究所「建築研究資料 No. 169 高強度領域を含めたコンクリート強度の管理基準に関する検討」, <http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/169/index.html>, 2016. 12 閲覧, 2016. 3

3.7 鉄筋コンクリート造（令第71条～令第79条）

- 11) 国土交通省「コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について（技術的助言）」，平28国住指第4893号，2016. 3. 17